

控



1

平成 28 年 8 月 4 日

大阪地方裁判所 御 中

被告準備書面（6）

特任教員任用におけるパワハラは計画的に仕組まれたもの

奈良県橿原市地黄町 172 番 2 号

吉井康雄

この準備書面の目的は、被告準備書面（5）で定義した、原告大学の組織の構成要素 4 層の 1 つ、中間管理層の経営学部井形執行部および北村・二宮元執行部（以降、井形らと表記）が、被告の特任人事を妨害するために、如何に悪意をもって組織的に動いたかという故意による共同不法行為を立証し、原告大学の名誉棄損などの訴えを却下するところにある。

井形らは、自らの立場を維持するために、常に異分子をはじき出す、抑圧する動きをしている（被告準備書面（5））。例えば。

- ① 2012 年 10 月 15 日、被告に特任申請を自主的に辞退せよと迫る井形の「だから、先生には今まで（科目を）もってきていただいたわけですよ。今後っていうのは、また、話変わるでしょ?」（乙2、26 頁）は、被告の定年退職まではやむを得ず在籍させるが、特任は認めないという井形らの強い意志を代弁する言葉である。
- ② 同年 10 月 19 日、被告が相談した山田は、井形らの執行部の動きから、「(被告を) 必要ない意思で動いていますから（乙5、2 頁）と述べている。
- ③ 西口の「彼らは“いけにえ”を求めている」（乙81、乙27）という言葉
- ④ 山田の「どれだけ多くの人々が本当に嫌な思いをして辞めていったかわかりません。これ、大学のものすごい問題点です」（乙5、5 頁）

これは、教育機関として、また、教育者として、「知的、道徳的および応用的能力を展開させ、人間性豊かな実学教育の成果をあげることによって、社会の発展に寄与することを目的とする」学則の目的に反する行為である（甲5-1）。

第 1 章 特任教員任用規程（新規程）の解釈と特任教員推薦委員会の役割

1. 原告大学における特任教員任用規程（新規程）の位置づけ

原告大学では、特任教員を希望する教員に適用される規程は唯一、「特任教員任用規程（新規程）」のみで、これに代わる規程は存在しない、他の規程よりも優先される規程である。

その論拠の 1 つは、「特任教員任用規程（新規程）」の「(目的) 第 1 条 この規程は、大阪経済大学の特任教員の任用に関して必要な事項を定める」（乙13）とあること。

今1つは、原告大学の教職員の就業に関する事項を定めた就業規則の第1章 総則「(適用範囲) 第2条 2 特任教員、非常勤教員、嘱託職員及びパート要員には、別に定めのある場合を除き、この規則を準用する」(Z25)と、**特任教員には別に定めのある場合はその規程を適用せよとしていること**である。

原告の井形らは、被告の特任申請を妨害する目的で、この規程に依拠しない様々な行動を計画的に行っている。これは第2章で述べる。

2. 特任教員任用規程(新規程)が定める特任教員任用に関する必要事項

(1) 特任教員申請者に求められる要件

特任教員任用規程は、2010年4月1日以降適用されている現在の規程(以下、新規程と呼ぶ)と、それ以前の規程(以下、旧規程と呼ぶ)があり、改正された理由は研究・教育だけでなく、教育者としてのあるべき姿を評価したいという当時の井阪理事長および重森学長の意向を受けて改正され(Z116、3~10頁)、特任教員申請者には、旧規程に加えてこの条件を満たすことが求められる。これは、新規程の次の部分である。

- ① (対象) 第2条 「本学の教育、研究水準の向上のために**特に必要がある**と認められるときは、…」の、「特に必要がある」の部分
- ② (任用基準) 第4条の④ 「本学の教員として**ふさわしい研究・教育・運営上の活動**を行ってきたと認められること」

なお、6年以上勤務し、定年退職した専任教員を特任教員Aと呼ぶが、これ以降、特任教員と表記する。

原告の井形らは、被告の特任申請を妨害する目的で、この規程の、「特に必要がある」、「ふさわしい研究・教育・運営上の活動を行ってきた」に焦点をあて、様々な妨害行為を組織的に行っている。これは第2章で述べる。

(2) 特任教員任用に係る組織

新規程では、特任教員任用に係る組織は、特任教員推薦委員会(以下、推薦委員会と呼ぶ)、各学部教授会、理事会の3つの組織で構成されている。特任教員の任用は推薦委員会の推薦で始まり、教授会の推薦却下、理事会の承認不可はいずれも推薦委員会に戻され、推薦委員会が却下理由を実態調査・実質審議し、推薦可否を決定する仕組みになっている。

推薦委員会の構成メンバーは、学長、各学部長、教務委員長、および各研究科長で、学長が委員長となる。

被告が調べた23年間において、学長選挙に関係する3名のみ、推薦委員会が推薦を却下している。この時の手続きから、次の2つが確認される。

- ① 教授会が推薦を否決しても推薦委員会に戻されるのみで、推薦委員会の推薦可否が特任教員採用の唯一のルートである(Z61~Z68)。
- ② 推薦委員会の審議は投票で決められ、学長も1票の重さである(Z116、5頁)。

原告の井形らは、被告の特任申請を妨害する目的で、この規程を無視し、推薦委員会に申請書類を提出しないという不法行為を行っている。これは第2章で述べる。

(3) 任用手続き

特任教員の任用手続きは次のように決められている。

推薦委員会に申請に必要な書類を提出する。

- ① 推薦委員会は、対象者に過去5年間の研究業績の提出を求める。
- ② 教務委員長は、過去5年間の授業実績状況を委員会に報告する。
- ③ 学部長は教務委員長および対象者と協議の上、授業担当計画を推薦委員会に提出する。
- ④ 推薦委員会は、対象者に本学における役職歴の提出を求める。

ここにおいて、②と④は過去の実績であるため、推薦委員会事務局が作成し、推薦委員会に提出している。参考に、事務局が作成した被告の役職歴を Z98 に示しておく。

原告の井形らは、被告の特任申請を妨害する目的で、①と③に照準をあわせて不正行為を行っている。これは第2章で述べる。

被告の場合は、「書類の不備」という理由をつけて、井形が推薦委員会に申請書類を提出しなかったため、特任人事が進められていないが、仮に、推薦委員会に申請書類が提出されておれば、次の手続きを踏むことになる。

- ⑤ 推薦委員会は、任用基準に基づき適当であると認められた者を当該教授会に推薦する。
- ⑥ 当該教授会は、推薦された者の特任教員としての採用について審査し、候補者として決定する。
- ⑦ 当該教授会の学部長は、教授会で決定された候補者について理事会にただちに報告する。
- ⑧ 教授会で決定された候補者について理事会の承認が得られない場合は、推薦委員会において再度審査する。

原告の井形らは、被告の特任申請を妨害する目的で、⑥の「審査」に焦点をあてて不正行為を画策している。これは第2章で述べる。

第2章 井形執行部および北村・二宮元執行部の組織的な不正行為、パワハラ行為

被告の特任申請を不法に妨害した井形ら7名の組織的な不正行為、パワハラ行為を立証するのが、この章の目的である。

なお、7名のうち既に2名、井形浩治と池島真策は前裁判の大阪高裁で「被控訴人井形および被控訴人池島の故意による共同不法行為」という判決が確定している。

この判決は、民法第709条の定める不法行為の要件（故意または過失、権利侵害（侵害の違法性）、損害の発生、因果関係）と民法第719条1項「数人が共同の不法行為によって他人に損害を加えたときは、各自が連帯してその損害を賠償する責任を負う。共同行為者のうちいずれの者がその損害を加えたかを知ることができないときも、同様とする」とい

う2つの条項に依拠し、民法第719条1項前半部分は、数人が共同して他人に損害を与えた場合の規定で、この場合は、行為者それぞれに一般不法行為(709条)の要件を満たすことが必要と解されており、前裁判の大阪高裁の判決「被控訴人井形および被控訴人池島の故意による共同不法行為」は、これに依拠したものと解される。

1項後半部分の「共同行為者のうち、いずれの者がその損害を加えたかを知ることができないときも、同様とする」は、個々の侵害行為と損害との間に事実的因果関係が証明できない場合であっても、数人の誰かが損害を与えたことさえ証明できれば、個々の行為者について因果関係が推定されると解釈されており、**これにより、残り5名の北村、二宮、樋口、田中、吉野も、前裁判の大阪高裁の判決が及ぶ、と被告は主張する。**

1. 井形執行部および北村・二宮元執行部の「組織的な不正行為、パワハラの実行戦略

井形ら執行部は、故意に被告の特任任用を阻止することを目的として、様々な手段を計画して実行している。これらの事実を個々に、「何故、その理由は、その結果は」といった原因・結果の関係、および、「それは何のためか、そのためにどうするか」という目的・手段の関係で図解化すると、井形らの中間管理者としての資質の欠如、教育者としての倫理観の欠如、学生への配慮を欠いた恥ずべき行為を遂行したプロセスが視覚化される。

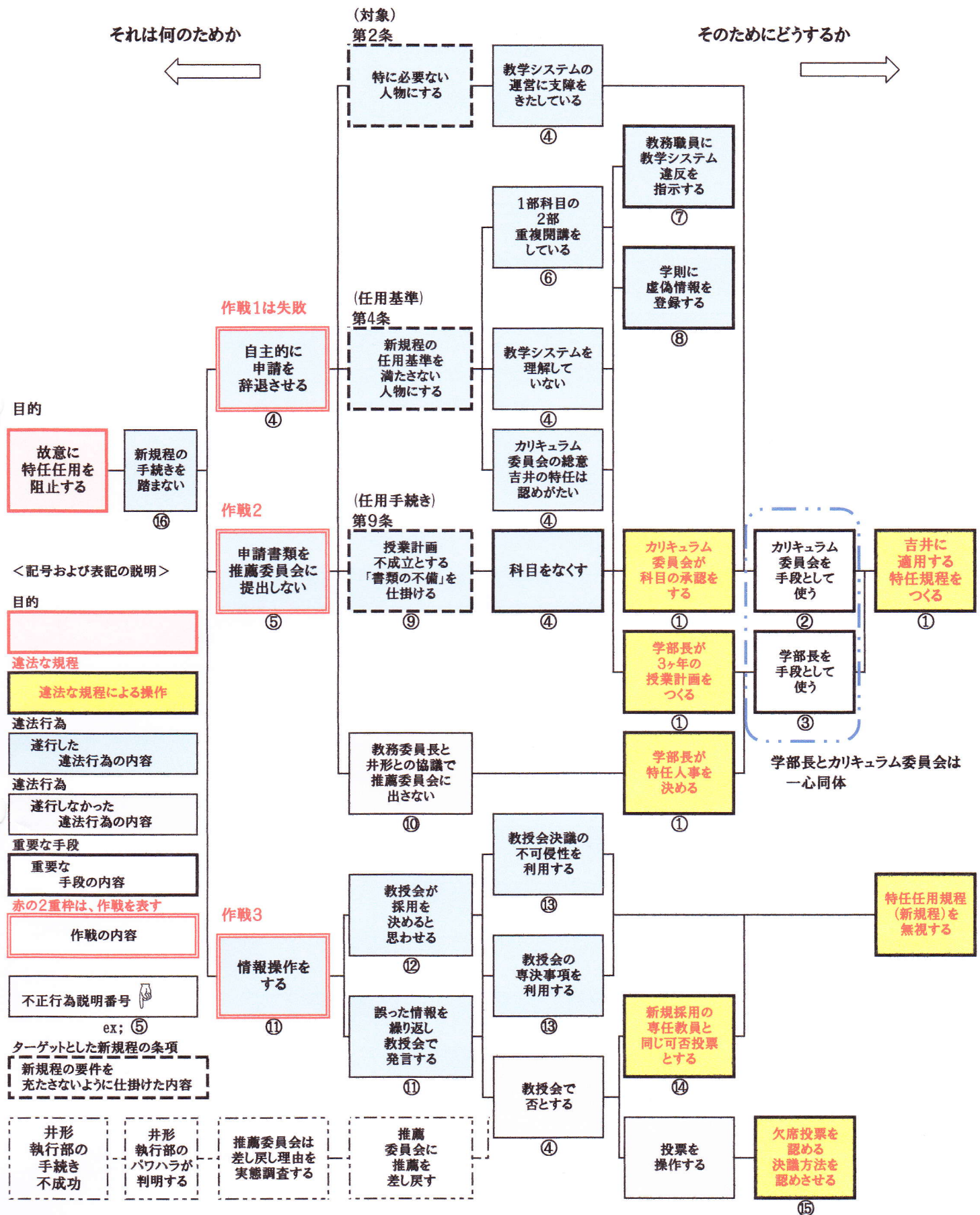
(1) 井形らの有責性

次頁の図より、学則、就業規則、新規程に抵触する井形らの有責性が明瞭となる。例えば、

- ① 特任教員任用においては新規程の定めに依拠すること(乙25、就業規則)とされているが、2012年9月28日教授会では、**被告に適用する新規程とは異なる「井形らの特任任用規程」を説明し、それを適用している(乙100、音声は乙101)。**
- ② **カリキュラム委員会および学部長としての井形を、被告の特任申請を妨害する手段としている(乙100、音声は乙101)。**
- ③ **承認機能のないカリキュラム委員会を手段として、「被告の担当科目にはカリキュラム委員会の承認が必要」という、カリキュラム委員会の規程(甲5-3)を逸脱する行為をしている。**
- ④ 井形が被告の3ヶ年の授業計画を推薦委員会に提出する(乙100)とし、北村は、推薦委員会に授業計画を出さなかったのは**井形が作成する書類が整わなかった(3ヶ年の授業計画という意味)からと発言している(乙3、音声は乙24)。**
- ⑤ **新規程の定める特任申請者の対象、任用基準に不適合とする理由をカリキュラム委員会の総意として「でっち上げる」行為(乙102、乙59(前裁判の池島陳述書))。**
- ⑥ 井形がカリキュラム規程違反行為「2部重複開講」(乙6、乙107)をしている。
- ⑦ 城推薦委員(乙26)、草薙副学長(乙4、音声は乙103)、山田学長補佐(乙5、音声は乙104)、被告の受講生(乙105)は、井形らの行為を問題視している。
- ⑧ 井形らの不法行為は、特任申請辞退を迫る井形の肉声(乙101)と被告の特任申請は不受理とした教授会の北村の肉声(乙24)を聞けば、不正行為が識別される。

これらより、井形らの有責性が問われるということを立証した。

井形執行部らが遂行した「組織的な不正行為、パワハラ」の 実行戦略フローチャート



不正行為説明番号の説明（現裁判の号証と立証趣旨）

- ① **乙100**（2012年9月28日教授会の反訳書）、**乙101**（**乙100**の音声）
⇒ 新規程とは異なる不正な特任任用規程を説明し、被告に適用する。
乙116（陳述書（2）特任教員任用における組織的な不正行為、パワハラは事実）
⇒ **乙100**を整理して、陳述したもの（同、16～17頁）
- ② **乙33-2**（2012年5月11日カリキュラム委員会の北村発言）
⇒ 「特任採用の扱いは、学部執行部でコントロール可能」より、カリキュラム委員会と井形執行部を手段とする意図が理解できる。
- ③ **乙100**（2012年9月28日教授会の反訳書）、**乙101**（**乙100**の音声）
乙116（陳述書（2）（16頁））
- ④ **乙2**（2012年10月15日、特任申請辞退要請の反訳書）、**乙22**（**乙2**の音声）
「学部長とカリキュラム委員会は一心同体」として、カリキュラム委員会の総意とする6つの理由を挙げ、特任申請を自主的に辞退せよと迫り、同意しない場合は3段階で特任申請書類を推薦委員会に提出しないと言う。
関連証拠；**乙102**（6つの理由一覧表）、**乙116**（陳述書（2）（10～15頁））、
乙4（草薙副学長発言）、**乙103**（**乙4**の音声）、**乙5**、山田学長補佐発言）、
乙104（**乙5**の音声）、**乙59**（前裁判の池島の陳述書）
- ⑤ **乙3**（2012年11月16日教授会の反訳書）、**乙24**（**乙3**の音声）
井形が「吉井の特任申請は不受理」と報告。「誰が不受理としたか」の質問には「学長」と答える。「その理由は」との質問には「書類の不備」と答える。「書類の不備とは何か」の質問には、北村は「学部長が作成する書類が整わなかった」と答える。「どう整わなかったのか」の質問には、北村は「教授会議題ではない。止めましょう、はい、次」と答える。教授会での協議を拒む様子から意図的な不正行為が理解される。
関連証拠；**乙116**（陳述書（2）（22～24頁））、**乙4**（草薙副学長発言）、
乙103（**乙4**の音声）、**乙5**（山田学長補佐発言）、**乙104**（**乙5**の音声）
- ⑥ **乙6**（2010年8月6日の井形メール「1部科目を2部に開講」を認める内容）
- ⑦ **乙107**（井形が教務職員に教学ルールに反する行為を指示したというメール）
乙6と**乙107**で、井形の1部科目の2部重複開講を仕掛けた不正行為が立証される。
関連証拠；**乙2**（4～6頁）、**乙22**（**乙2**の音声）、**乙116**（陳述書（2）（12～14頁））、
乙58（2013年1月18日教授会で池島に重複開講の質問）
- ⑧ **乙108**（「1部科目の2部重複開講」の事実がネットの2011年度シラバスに公示）
- ⑨ **乙51**（2012年10月16日井形メール「徳永委員長は書類の不備ある申請書は受理していない。推薦委員会に提出し諮ることはできないので、任用手続きは不可能」）
関連証拠；**乙4**（草薙副学長と徳永委員長は、**乙51**とは逆の発言をしている。）
- ⑩ **乙2**（井形発言「教務委員長と協議して書類を出さないもあり」（34頁、42頁））
- ⑪ **乙2**（井形は自主的に申請を取り下げるべくあらゆる誤情報を被告に突き付けている。）

乙100 (2012年9月28日教授会の反訳書、被告に適用する任用規程、教授会での審議方法など誤情報を教授会メンバーに伝えている。)

- ⑫ **乙100** (2012年9月28日教授会の反訳書(1頁))、**乙101** (**乙100**の音声)
井形発言「教授会で任用可否を行います」の意味は、新規採用と同じ3分の2の可否投票で特任教員の任用を教授会が決めるという誤情報を教授会メンバーに伝えている。井形の説明する特任規程「10月19日の教授会で任用可否を行います」は誤りで、新規規程「候補者として決定する」が正しく、あたかも教授会が決めるかのように思わせる。
関連証拠；**乙102**、**乙2** (34頁)、**乙22** (**乙2**の音声)、**乙116**
- ⑬ **乙59** ((前裁判、大阪地裁) 陳述書 (池島真策))
「学部のカリキュラムや人事などは、教授会の専決事項(同、1頁)で学則に依拠する」と陳述、これは虚偽。特任人事に係ることは特任教員任用規程(新規規程)が優先する。
関連証拠；**乙116** (16、17頁)
- ⑭ **乙2** (新規採用と同じ3分の2以上の可が必要(34頁))
関連証拠；**乙116** (15～17頁)
- ⑮ **乙99** (2011年11月11日教授会、欠席投票を認める教授会決議方法)
北村と田中の動議で、事前には知らされない議題に対し、1年間の試用として強行採決する。採用人事で投票数が合わず、欠席投票を知らなかった教授会は一時騒然となる。
- ⑯ **乙4** (草薙副学長の発言)、**乙103** (**乙4**の音声)、**乙5** (山田学長補佐の発言)、**乙104** (**乙5**の音声)、**乙26** (城メール)
関連証拠；**乙116** (10～26頁)

前掲の図をもとに、井形らの実行戦略の概要を述べ、組織的な不法行為、パワハラ行為を立証する。

(2) 井形らの実行戦略と不法行為

井形らの最上位の目的は、「故意に被告の特任任用を阻止する」ことである。そのためにとった作戦は3つである。

(ア) 作戦1「自主的に申請を辞退させる」

井形らは、特任教員任用規程(新規規程)の必要要件を満たしていないこと、満たされないこと、推薦委員会に提出できない無理があること、推薦委員会が推薦しても教授会が認めないことを伝え、自主的に被告に申請を取り下げる作戦をたて、作戦3「情報操作をする」と併用して、作戦1を成功させようと試みたが、2012年10月15日の「特任申請を自主的に辞退せよ」と迫る井形に、被告は「特任教員推薦委員会が決めることであって、推薦委員会に申請書類を提出してほしい」と要望して譲らず、失敗に終わっている(**乙2**、**乙22** (**乙2**の音声))。

井形らの作戦に必要な、被告が新規規程に抵触しているという理由づけをするために、「井

形らの特任規程」を違法に定め、カリキュラム委員会と学部長という2つの手段を用いて、カリキュラム委員会の総意とする6つの理由を捏造し（乙102（6つの理由一覧表）、乙59（前裁判の池島の陳述書））、井形はその理由をもとに、被告に自主的に辞退せよと迫っている。

なお、6つの理由の最初に挙げた、「被告は教学ルールを無視し、勝手に1部科目を2部の時間帯に重複開講している」は、次に立証するように、井形が自ら仕掛けた不法行為である。

- ① 井形カリキュラム委員長が2010年8月6日、被告に1部科目の2部開講を認めるメールを被告に送付している（乙6）。
- ② ネットで公開されている2011年度シラバスでは「1部科目の2部重複開講」として登録されており、事実である（乙108）。
- ③ 井形学部長が直接「1部科目の2部重複開講」を教務職員に指示するが、カリキュラム制度を逸脱する行為のため、何度も確認したという内容のメールがある（乙107）。
- ④ 2012年10月15日、井形は「一部の科目を先生は夜の時間にもっていかれて授業されてるという認識なんです」と、被告が教学ルールに反する行為をしている（乙2、5頁）。したがって、新規程の（任用基準）第4条「④ 本学の教員としてふさわしい研究・教育・運営上の活動を行ってきたと認められること」（乙13）に抵触するから自主的に申請を辞退せよと迫っている。

これらの井形らの行為は、新規程に反する違法行為である。なお、併用した作戦3「情報操作をする」は作戦3のところで事実であったことを立証する。

（イ）作戦2「申請書類を推薦委員会に提出しない」

作戦1が失敗すると、翌16日、井形は徳永推薦委員長（草薙副学長が同席）に面会を求め（乙51）、作戦2「申請書類を推薦委員会に提出しない」を遂行している。

井形らの作戦は、被告の「3ヶ年の授業計画」を組めないようにし、「書類の不備」にすることである。徳永委員長の「書類の不備あるものは受理したことがない」という言葉を悪用して、「書類の不備ある場合は推薦委員会に書類を提出しない」という井形自身の行為を正当化するために、「カリキュラム委員会が被告の担当科目を承認する」という違法な「井形らの特任規程」を作り、あたかも新規程であるかのように2012年9月28日の教授会で説明し（乙100、乙101（乙100の音声））、作戦1の失敗に備える作戦である。

カリキュラム委員会はこの新規程を偽装した「井形らの特任規程」のもとで、「被告の担当科目を全て不開講」（乙2、乙22（乙2の音声）、乙59（前裁判、池島の陳述書））として、被告の作成した「3ヶ年の授業計画」を拒否している。

井形が自らの行為を正当化しようとした「3ヶ年の授業計画を推薦委員会に提出しない」は、「井形らの特任規程」では「学部長が授業計画をつくる」、「学部長が特任人事を決める」としており、2012年11月16日の教授会での北村発言「学部長が作成する書類が整わなかった」より、これらが事実であったことが裏付けられる（乙3、乙24（乙3の音声））。

これは、新規程の（任用手続き）第9条「③ 学部長は教務委員長および対象者と協議の上、授業担当計画を推薦委員会に提出する」（乙13）に違反する不法行為である。

新規程を偽装した「井形らの特任規程」では、新規程には定めていないカリキュラム委員会を割り込ませ、3者協議の前に被告の担当科目はカリキュラム委員会の承認を必要とし、学部長が3ヶ年授業計画を作成して、学部長が推薦委員会に提出する、としている。

原告第3準備書面の「カリキュラムの決定手続」では、「規定の委任順位としては、①学則、②教授会規程、③カリキュラム委員会規程の順番となる」と主張するが、特任人事では、特別法の扱いと同様、新規程が総てに優先する規程である。このことは、城推薦委員の「間違っているのは、「カリキュラム委員会が決めて教授会に出す」という部分です。カリキュラム委員会の決定はまったく関係ありません」(乙26)より、立証される。

また、ここでの「協議」の意味は、3者の同意が得られなくても、審議の場は推薦委員会のため、学部長が推薦委員会に提出する責任があるという意味である。それを、「学部長が授業計画を作成する」などとするのは、**新規程に違反する不法行為**である。

これは、10月16日、井形が徳永委員長(学長が委員長を兼ねる)に面会を求めた際、同席していた草薙副学長の「**学長と一緒に言うてんのはね、まず受け取んのが先やでと。当たり前やんかと。**本人の希望があつて、要件さえ満たしてりゃ受けとってな、審査委員会にかけんね、…<略>…。**入り口で止めんのはいかんやろう、**いうて言うたんのよ。**手続きは大事やからな**」(乙4、乙103(乙4の音声))より、立証される。

(ウ) 作戦3「情報操作をする」

井形らは、教授会メンバーに特任人事は専任教員の新規採用と同じ3分の2以上の可が必要である、推薦委員会の推薦は教授会の可否投票で否定すれば不採用となるという情報操作を行っている。これは作戦1を成功させるための被告らの考えた誘導戦略、ダミー戦略である。そのように判断する根拠は

- ① 新規程の任用手続き第9条の「⑤ 推薦委員会は、任用基準に基づき適当であると認められた者を当該教授会に推薦する」と「⑥ 当該教授会は、推薦された者の特任教員としての採用について審査し、候補者として決定する」において、**教授会が推薦を否決すれば、推薦委員会にもどされるのか、不採用となるのか、曖昧な規程のため、**被告は2012年時点では教授会の審議で否決されれば不採用もあり得ると判断していたこと。
- ② 井形らは特任も再雇用であり、**新規採用と同じ3分の2以上の可が必要**と教授会で繰り返し発言し、「井形らの特任規程」では「10月19日の**教授会で任用可否を行う**」(乙100、1頁)と「任用」という言葉を用いて説明し、あたかも教授会が任用を決めることができるかのように被告をはじめ教授会メンバーに思わせていたこと。
- ③ 2011年11月11日教授会で、1年限りの試行ということで、**欠席投票を認める**「経営学部教授会決議方法について」を強行採決している(乙99)。教授会議題は当日知らされることから、欠席投票は不可能なこと、**井形らは投票を操作した過去がある**ことから、この規程のターゲットは被告の投票操作にあると解釈されることである。

これら誘導戦略、ダミー戦略のもとで、2012年10月15日、井形は「15名が反対しちゃうと、もうアウトなんですよ」(同、36頁)、「過半数じゃないです。3分の2です」(同、

39頁)、「先生にお願いしたいのは、できたらご辞退願いたいということです」(同、40頁)と、自主的に特任申請を辞退せよと迫っている。

ここにおいて、井形らは次の観点で規程に反する違法行為をしている。

- ① 新規規程をつくった(乙100、2頁)と発言する北村は、教授会が推薦を否決しても推薦委員会に戻され、推薦委員会が実態調査、実質審議して推薦可否を決める(乙61～乙68)ことを知ったうえで、「3分の2以上の同意」が必要と装っていること
- ② 新規規程の(任用手続)第9条「⑥ 当該教授会は、推薦された者の特任教員としての採用について審査し、候補者として決定する」と教授会規程(議決)第9条「教員の任免は、出席教授会員の3分の2以上の同意を得なければならない」を比較して、新規規程では「3分の2以上の同意」を求めている。慣習法概念を適用するのであれば、経営学部の特任人事では一度も投票していない(乙97)。城推薦委員のメール「ただ例年、投票もなく、「とくに異議がなければ承認されたとみなす」という慣例です」(乙26)より、故意に新規規程を無視する違法行為をしていることが立証される。

3. 井形らのカリキュラム委員会という組織

(1) 井形らのカリキュラム委員会は不法行為をする手段

経営学部のカリキュラム委員会は、被告準備書面(5)の9～11頁、14～15頁に示す事例のように、多くの不正行為、パワハラ行為に関与している。このことより、カリキュラム委員会は井形らの不法行為をする手段と化している。このことは、被告と二宮の特任任用手続きを比較すれば明瞭である。

① 被告の特任人事は、カリキュラム委員会の総意により、自主的に辞退せよ

「被告の担当科目はすべて不開講」、「被告の特任は認め難い」と、カリキュラム委員会の総意を根拠に井形は自主的に辞退せよと迫るが、「ちよつと悪いけどカリキュラム委員会はほんとに、適正なカリキュラム委員会なのか」(乙2、10頁)、「そういうのは、教授会でもんで、みんなの意見を聞いて、カリキュラム委員会という特定のグループで相談するのではなくって」(同、24頁)と、被告は反論している。

② 井形らのグループの一人、二宮正司の特任人事は、被告とは対照的

北村執行部(北村、井形、田中)および池島カリキュラム委員らは、2010年10月22日の教授会で、セクハラ疑惑、担当科目へのパワハラ行為、信書開封罪の疑いなど、教員としてふさわしくない行為(任用基準第4条(1)④)があるにもかかわらず、議論も投票もなく、二宮を採用候補と決定し、理事会にあげている(乙97)。

2010年10月22日臨時教授会

北村学部長

2. 人事に関する件

(2) 2011特任教員任用について(発令:2011年4月1日)

① 二宮正司教授

大阪経済大学特任教員Aとすることを承認した。(任期:2011. 4. 1～2014. 3. 31)

これは、井形らの意向にしたがえば、組織的な不正行為もパワハラも受けないということを実証する証拠の1つである。

(2) 経営学部にカリキュラム委員会規程が成文化されていない理由

被告準備書面(5)の9～10頁に示すように、井形らのカリキュラム委員会は、経済学部カリキュラム委員会規程の定め(甲5-1)、人間科学部カリキュラム委員会規程(乙72)とは異なるため、同じ内容では成文化できない。

井形らは、カリキュラム委員会を「教授会メンバーをコントロールする手段」としているために成文化できないと解釈される。被告の特任任用手続きでは、新規規程と異なる「井形らの特任規程」をつくり、そこにカリキュラム委員会を潜り込ませ、特任辞退を迫る6つの理由を捏造するなど、およそ本来のカリキュラム委員会とは異質な、不法行為可能なカリキュラム委員会としているのはそのためである。

したがって、原告が正当性を主張するカリキュラム委員会は、本来求められているカリキュラム委員会の姿ではないということを強く主張する。

4. 井形らの特任人事の進め方に対する学部内外の評価

特任教員推薦委員会は、徳永学長を委員長として、経営学部からは井形浩治、人間科学部からは城達也をはじめ、規程に定められたメンバーで構成されている。

2012年度は3名が特任申請資格があり、1名は申請を辞退し、中尾氏は問題なく採用され、被告のみ、井形が推薦委員会に被告の申請書類を提出しないという、被告の知る限り、大阪経済大学23年間で初めての井形らの不正行為で、特任教員の機会を逸している。

この井形らの特任人事をみてきた第三者の目で、井形らの不正行為、パワハラ行為を立証する。

(1) 徳永学長(特任教員推薦委員会委員長)および草薙副学長の目

井形は、2012年10月15日、被告への特任申請辞退の説得に失敗したことをうけて、翌16日に推薦委員長の徳永学長に面会を求めている。徳永学長は面会のやりとりの公正を期すため、草薙副学長を同席させて、井形の面会に応じている。井形は被告の申請書類をみせず、口頭で「書類の不備ある場合は推薦委員会は受理していない」という、委員長の一般的な応答をもとに、被告の申請書類は「不受理」となったとみなして、推薦委員会に被告の書類を提出せず、同年11月16日の教授会で、被告の特任申請は不受理になったと報告し、教授会メンバーとの議論を拒否している(乙3、乙24(乙3の音声))。

同年10月19日、被告が草薙副学長に相談した会話をもとに、学長執行部は井形らの特任申請手続きをどのように評価していたか、その部分を書き出し、井形らの不正行為、パワハラ行為を立証する(乙4、乙103(乙4の音声))。

- ① 被告の担当科目を全て不開講にしたのは、特任申請に必要な「授業計画」を作成できなくして、「書類の不備」という口実をつくるためと認識

- ・「推薦委員会に出す前に、もう、あんたの科目は無いんやから、講義計画たてられない
というところや」
- ・「書類不備や、いわば、カリキュラムが足らん、いいよる訳やな。そら、おかしいな、
採っというて足らんいうたらいかんわな。落とすよということですよ。」
- ・「カリキュラム、うば、奪うという、まー、裏技やわな」
- ② 被告の科目全て不要とすると、文部科学省に学則変更の手続きが必要となるが、全学
としてはまだであり、この時点で被告の科目がなくなるはずはないという疑問
- ・「そら、おかしい。カリキュラム改革しますなんて言うてへん。言うてへんですよ、出
てへんですよ、そんなもん。いやいや、出てへん、教授会議題では」
- ③ 井形の特任任用手続きは新規程に反しており、問題があるという認識
- ・「学長と一緒に言うてんのはね、まず受け取んのが先やでと。当たり前やんかと。本人
の希望があつて、要件さえ満たしてりゃ受けとつてな、審査委員会にかけんね、入り
口で止めんのはいかんやろう、いうて言うたんのよ。手続きは大事やからな」
- ④ 学部教授会の専決事項、教授会決議の不可侵性が、疑問のある行為、不正行為と判断
しても介入できない障壁になっているという認識
- ・「学部から出てきえへんもんに対して、学部長には直接そういうぐらいのことは言うん
だけれども、公の場では言えないわな、学長執行部としては、なんで吉井のやつが出
てこないんじやいうて
- ⑤ 井形らに対する最終評価
- ・「うーん、パワハラで訴えるか。間違いなくパワ、パワハラでしょう」

(2) 城達也推薦委員（人間科学部学部長・理事）の目

城委員は、推薦委員会で井形に激しく学部長の責務を果たすよう口論したが、井形は態度を変えなかったとのことであるが、その城委員のメール（乙26（2012年11月27日））より、井形らの不正行為、パワハラ行為の識別が可能である。

- ① 新規程ではカリキュラム委員会は関係ない、経営学部独自の特任規程は不適切と認識
- ・ 録音の中で井形学部長が間違っているのは、「カリキュラム委員会が決めて教授会に出す」という部分です。カリキュラム委員会の決定はまったく関係ありません。たしかにそれは学部長の判断の参考にはなりますが。
- ・ 井形学部長が「6点の問題点」を出していますが、本当に問題にしたいのは、最後の「吉井先生の科目はもはや不要である」という点で、「必要」か「不要」かの「判断基準を明確化する」ように要求することですね。
- ・ 一般論で言えば、学部長は、「客観的で公平なく必要／不要」の基準を吉井先生に明確に提示する責務があると思います。
- ・ もっとも明確な基準のひとつは、「受講生数」です。経営学部第一部の春学期科目に限ったとしても、吉井先生のご担当科目の受講生が特段に少ないことはありません。
- ・ もちろん井形学部長のように、「演習Ⅰのゼミ生が多すぎる」とか、多いことまで悪

く扱うような屁理屈を言うてくるのではどうしようもありませんが。

- ② 特任教員の採用候補の決定手続きは専任教員の採用手続きとは異なると認識
 - ・ 承認について、井形学部長は「3分の2以上だ」と発言していますが、特任教員に関しては文章には明記されていません。**ただ例年、投票もなく、「とくに異議がなければ承認されたとみなす」という慣例です。**
- ③ 人間科学部の特任任用手続きと比較して
 - ・ 人間科学部からは、中尾教授の「授業担当計画」などを委員会に提出しており、もちろんなんのトラブルもなく順調に進めています。それが普通でしょう。
 - ・ **井形学部長から、授業担当計画が委員会に提出されないとスタートしないですね。**
- ④ 井形学部長および北村総務担当理事に対する評価
 - ・ いうまでもなく、使用者責任は、まずは従業員がちゃんと働くことができる職場環境を維持形成することですね。学部長のように中間管理職・理事や、まして総務担当理事は、その責務があるでしょうね。

(3) 山田学長補佐（経営学部准教授）の目

2012年10月19日、山田准教授に、井形らの不正行為を相談した時の会話から、井形らの不正行為、パワハラ行為が立証可能である（乙5、乙104（乙5の音声））。

- ① 井形執行部およびカリキュラム委員会は不正行為を行っているとは非難
 - ・ **（被告を）必要ない意思で動いていますから。**
 - ・ **その人のもっている科目をなくすとか無くさんとかね、そんなものはカリキュラム委員会で決めることもできない。提案はできますよ。**
 - ・ 被告の特任人事は教授会の議論の前に特任推薦委員会にあげるべき
 - ・ 学部長が科目がないからと少なくともカリキュラム委員会の段階で判断していいことじゃない、それは不当だとはっきり言えます。
 - ・ 教授会で議論はさせんとね、そこへもかけずにね、科目なくしたから、やまないんだ。それはとんでもないですよ。科目をなくすということ自体、教授会で何も議論してないんですからね。
 - ・ 肃々淡々と。まして、（推薦委員会から）おりてきて審査をする訳ですからね、教授会でももう一遍。そこまでの手続きぐらい普通にやるのがね、
 - ・ **自分の好き嫌いでね、科目止めてですよ、人材はぐるのをやめるなんてことを理由にしてね、卑怯千万ですよ**
- ③ 井形執行部および北村・二宮元執行部批判
 - ・ そんなことするから、うちを退職したなかに、本当にいい学校で、いい勤め方をさせてもらったという人がどんだけいるのか。逆にね、本当にもう、嫌な思いをして辞めていかれるようなことになってしまう方がね、少なくないですよ。これ、うちのね、ものすごい問題点ですわ
 - ・ **北村はもう、10年20年かけて、本当に人事を握って一生懸命やってきましたか**

らね。その執念たるや、よくあそこまでそんなことにこだわって無茶苦茶平気でするなーと思いますね。そりゃ、そりゃー、ひどいもんですよ。

- ・ 自分に敵対する人間が入ってこないように。で、係わってれば、自分も申請して入れたということで関係つけられるでしょ。あの人、そういうことを狙いますから

(4) 教授会での井形と北村の不自然な応答は疚しさのあらわれ

2012年11月16日の教授会で、井形は「被告の特任教員は不受理」と報告する。教授会メンバーの「不受理の理由は」、「書類の不備とは」の質問に対する井形と北村の次の応答から、組織的な不正行為の疚しさが感じられる（Z3、Z24（Z3の音声））。

（山田）学長が不受理にしたと、その理由は何なのでしょう。

（井形）学長の決定でございます。私と吉井先生との間の協議が成立しなかった（2012年10月15日の特任申請辞退要請のこと）ということ、つまり、**特任教員として科目をもっていた**ということに関しては、**私は承諾しがたい**、と。

（北村）今回はね、今回はね、おっしゃっているように不受理になりましたと、不受理の理由は書類がととのわなかったからですと、そういうことですよ。はい。以上です。結構です。教授会議題じゃありません。

（山田）書類上の不備だから何か書類に不備があつてというところなんだろうからと聞いてるんですけどね、それ、どうできあがらなかったのですか。

（北村）担当科目についての学部長が出す書類ができあがらなかったんだと言っているじゃないですか。学部長が判断して出してくれる書類ができあがらなかったということでしょう。やめようよ。教授会の議題が出てきてないんですよ。あなた黙ってなさいよ、あなた、外に出るべきですよ。自分のことについてこれが採用人事なんでしょう、自分のことしか考えてないじゃないの

（山田）特任教員に申請するというのはうちの学校の手続にある訳ですから、それが、その所定の手続を経て教授会にもどってきますよね、そこで了解するかどうかで教授会で議論される、それはわかるんですよ、その前に、**学部で止まるというのが手続の進め方としてどうなるのか**（何故、推薦委員会に提出しないのか、という意味）

（井形）これまで議論というのは、本来、教授会と議題課目でもないし取り上げられない。書類上の不備ってさっき言いましたよね。特任教員としてこの3年やっていたけど計画書が認めがたいということが不備ですよ。

（山田）いや、（教授会議題に）なくっても疑問が出、意見が出れば、それは議論したらいい訳で、それは、僕は単純なことを聞いているんです。書類上の不備ってどういう不備があつたのか、と

(5) 井形執行部および北村・二宮元執行部に対する学生の目

井形らの行為には、最良の教育をしようとする学生への配慮が全くなく、井形らのイン

フォーマル組織の利益に叶うことのみに関心がある、ということを立て証するために、学生の気持ちを証拠として示す。

井形らの被告に対する不正行為を知ったゼミ生（3年生）は、署名活動、ビラ配りをしたいと被告に申し出るが、被告は説得して中止させている。

ここでは、被告の受講生に協力を求め、2012年10月15日の井形の特任辞退要請の音声データを聞かせ、カリキュラム委員会の総意とする6つの理由を説明し、アンケートをとっている。わずか90分の時間内ではあるが、学生は、井形らの講義を受講し、学生の視点で教育の内容、教育者としての倫理観など、さまざまな観点で常に評価している存在である。それゆえに、アンケートに記載した学生の言葉には、傾聴して、組織改革への動因とすべきであると、被告は主張する。

問題点と代替案の対象とその項目		問題点と代替案に関する学生の意見		問題点と代替案の対象とその項目		問題点と代替案に関する学生の意見				
代替案	学部長	リーダー交代	リーダーを変えるべきだろう。	の 行 為 防 止 対 策	学生への 配慮	学生のニーズにあった講義になり、科目の配当の保証にもなり、学生への配慮になる。	ゼミへの 配慮	学生の立場にたって判断する		
			リーダーの変更			学生の立場にたって、運営するべき		学生に対する配慮を行う。		
			リーダーの選び方を見直し			学生に配慮するべき		ゼミなどを担当している教員の方々は、途中で諦めさせてしまうことは、そのゼミ生にとっても大きな影響を及ぼすことになる		
			中立的な立場を常に保てるような人物が学部長になり、リーダーシップを発揮させる必要を感じる			学生に配慮するべき		少なくともゼミ生のために現在のゼミ生が卒業するまでは特任を認めるべき。		
	任期	教授会のリーダー、代表の任期を決める	権限抑制	学部長の方が大きすぎるので制限するべき	現受講生が卒業するまでゼミを閉講する	2年の吉井ゼミはこのメンバーで、そのまま3年でもゼミを行うのだから、次のゼミにつなげられるように考えてほしい。				
	カリキュラム委員会	透明性	カリキュラム委員の透明性を高めるべき	カリキュラム委員会の議論の透明性をはかる	井形・池島・北村教員の 行 為 防 止 対 策	科目の 理解	吉井先生が担当している講義(情報バリューなど)が大学からなくなる事がダメだ	アンケート等	組織の役員一人一人が担当教員の専門科目についての知識を今一度、掘り出した方がよいのではないかと考える	
		公正さ	カリキュラム委員会の公正さを遠及する	交代			カリキュラム委員会の構成人員を変える。		講義の中身を見ないで、科目名だけで決めつけない。	経営で情報テクノロジーの要項は必要である
		第3者評価	カリキュラム委員会で判断された理由・根拠を記述した文書等をもとに第3者で協議、再度是非を開く。	権限抑制			カリキュラム委員会の権限を弱める		経営で情報テクノロジーの要項は必要である	実際の経営の現状に添った科目が要請される
		理事兼任	理事を兼任するのはあまりよくないのではないか、切り離すべきだと思う。	組織再構築			組織体系の見直し		システム自体を改革する必要がある	「情報」がどの大学もカリキュラムとして必要なくなってきたようなお話がありました、経営学に情報テクノロジーの要項は必要である
	代替案	意思決定第3の道	第3者評価	意見の公募	井形・池島・北村教員の 行 為 防 止 対 策	私物化	私物化されている	不自然	マイノリティーの意見が決まってしまうように思う。	
第3者機関			第3者機関としての機能を再定義して、不公正さをなくす。	権限不全			限られたメンバーで構成されており、かつ、意思決定のプロセスが不透明			
学生参画			生徒も学校の内部まで関わるようにする。	情報開示			先生たちが全員、正直に言ってくれなければ、学生はよくわからない。			
学生参画			学生や教員にも決定の権利を与える。	情報開示			学術機関という組織があらゆる面において秘密主義で保守的なのはわかるが、生徒の立場で考えたら、信用がもたなくなってしまう			
井形・池島・北村教員の 行 為 防 止 対 策		配当方針	公平	公平	井形・池島・北村教員の 行 為 防 止 対 策	私物化	私物化されている	不自然	限られたメンバーで構成されており、かつ、意思決定のプロセスが不透明	
		理由明示	必要度が低いのであればその理由を明示して、学生・教員が納得する資料や数値を用意	理由明示			拒否理由を示すべきである。		学生、教員のためにあるべき機能がほとんど機能していない。	
		透明化	内容を透明化していくこと	透明化			透明にする。		メールでのやりとり等を見て少し腑に落ちない理由が見受けられる	
		透明化	透明性	透明性			透明にする。		意欲決定の的確さはどう考えても問題がある	
		情報開示	先生たちが全員、正直に言ってくれなければ、学生はよくわからない。	情報開示			学術機関という組織があらゆる面において秘密主義で保守的なのはわかるが、生徒の立場で考えたら、信用がもたなくなってしまう		議論なしで辞退させようとしているのはかなり悪い事だと思う	
		情報開示	何よりも必要性を感じたのは情報の開示	情報開示			情報を公開することが大事であると思いました。		拒否するにしても、あまり良いやり方とは思えない	
井形・池島・北村教員 の 行 為 防 止 対 策	検討案の開示	教授たちのことをよく知ることが必要	検討案の開示	井形・池島・北村教員の 行 為 防 止 対 策	私物化	私物化されている	不自然	学生に及ぶ影響を何も考慮せず、特任を一方向的に拒否している感がある。		
	特任拒否理由の改善	特任拒否理由の改善できる点を共に探しそれを改善することにより特任できるようにする。	特任拒否理由の改善			特任拒否理由の改善		学生・教員の立場はないがしろにされている		
	議論すべきである。	議論すべきである。	議論			教員同士のいざこざを持ち込まない。		方向性が明確とは言いがたい。		
	教員が納得するまで話し合いをすべき	教員が納得するまで話し合いをすべき	議論			コミュニケーション・討議の場を設ける		カリキュラム委員会が正確な情報把握、判断能力に欠けている		
	吉井先生とそのゼミ生を含めて議論するべき。	吉井先生とそのゼミ生を含めて議論するべき。	教員の声			井形先生にもっと話すこと				
	井形先生にもっと話すこと	井形先生にもっと話すこと	教員の声			もっと教員などの意見を取り入れていかないといけないと思います。				
実際に学生や教員の声を聞くということを実践していかなければならない	実際に学生や教員の声を聞くということを実践していかなければならない	学生への配慮	学生への配慮にも問題がある。							
学生への配慮	学生への配慮にも問題がある。	学生への配慮	学生への配慮などが欠けている							

5. 被告がホームページに期待する、原告大学に求める「あるべき姿」とは

被告が前裁判で期待したことは、原告大学が被告に不正行為をしたこと、パワハラ、アカハラしたことを明らかにすることではない。

被告の目的はただ1つ、原告大学が規程で定めたバーチャルな世界を現実の世界でも再現し、人為に偏することなく誰もが公平に処遇され、原告大学の「目的達成（教育機関としての基本機能）」に貢献できる、そのような大学にしたい、ということで、「判例として警鐘を鳴らす裁判にすること」、それを、代理人を引き受けていただいた関川弁護士に、最初をお願いしたことである。

しかし、被告の訴状の趣旨は2つに分断され、特任任用の労使慣行の存在と井形・池島の不法行為の存在に分かれ、**後者**の井形・池島については、大阪高裁の判決「故意による共同不法行為」が確定したが、**前者**は、大阪地裁、大阪高裁とも、準備書面のやりとりは殆どなく、被告が準備した過去から現在に亘る労使慣行の存在を示す特任実績データ（**Z95**、**Z96**）などは証拠として提出されず、原告大学の偽りの準備書面（**Z91**）、偽りの特任実績データ（**Z70**、**Z71**）、および、下記に示す、大阪地裁の裁判官の井形への尋問など、偏った情報のもとで大阪地裁の判決がくだされ、それがそのまま、大阪高裁に引き継がれた、と被告は理解している。

前者については、被告の主張と事実データなどを正しく伝え、最高裁で「特任任用の労使慣行の存在」を争うことを強く望んだが、当初から大阪高裁までとの約束で代理人を引き受けていただいた関係で、一人で最高裁に訴える力がないことと手続きする時間的制約の無知から断念せざるをえず、**被告と同じ立場におかれた方への「良き判例」を勝ち得なかったことが被告の最大の後悔になっている。**

この被告の想いは、被告のホームページの冒頭にある「「バーチャルな最高裁の法廷」の場」として表現しており、「このホームページによる情報公開は、社会倫理を共有する日本国民の手に委ねられた「バーチャルな最高裁の法廷」の場そのものであり、原告および被告大阪経済大学、被告井形浩治、被告池島真策、北村實、樋口克次、二宮正司らが過去に生起した事実のみに基づいて、原告、被告、裁判所、それらの如何なる思惑をも排除した形で、「バーチャルな最高裁」による、公正な判決が下されることになるであろうことを、期待している。」という言葉に秘められている。

その被告の想いとは全く逆のことを、原告大学は、被告の前裁判の後、行っている。

① 原告大学による、山田学長補佐（経営学部准教授）の特任申請を許さない行為

もし、被告が最高裁で勝訴しておれば、被告が前裁判の大阪高裁に証拠（**Z5**、**Z104**（**Z5**の音声））として提出したことにより、2015年度の特任申請において、懲罰を科さない代わりに特任教員を申請しないこととされた、山田准教授のケースは生起しなかったと、被告はその責任を果たせなかったことを強く後悔している。

② 原告大学が、副学長・理事を解任し、年俸10%減給処分した草薙教授への行為

原告大学の懲罰行為は事務職員OH氏を一方的に退職に追い込んだように（**Z88**）、組織の力を不当に利用して教員・事務職員を抑圧する傾向があり、草薙教授が起こした裁判

もその1つと被告はみている(大阪地裁第5民事部、事件番号平成27年(ワ)第8053号)。

今回の原告訴訟は、コントロール可能な学内の人物に対する行為と、コントロール不可能な学外の人物(被告のこと)に対する行為と、本質的には同一視でき、原告の訴訟そのものが、法治国家において許されざる行為、と被告は主張する。

なお、これ以降、原告の言葉「ブログ」は用いず、「ホームページ」を用いる。その理由は、表現の手段としての機能が異なることと、表現の自由を原告が争点の1つとしているためである。

③ 原告の準備書面には虚偽事実を述べて裁判を有利に導こうとする姿勢がうかがえる

判決の結果が重要であることは、原告大学においても、被告においても、重要な重みは変わらない。しかし、もっと大切にすべきこと、それは、双方が信じる「真実」というものを裁判のプロセスでぶつけあい、その結果、それぞれが期待する判決の結果を受け入れる努力をすることである。

被告の情報公開の目的は、

最上位の目的、不法行為を抑止する判例を勝ち取り、それを公開することにより、不法行為を抑止することにある。

これに続く目的は、事実(被告には限りなく真実の姿であるが)を伝え、多くの方々に事実を批判していただくこと、これが原告大学に対しても、被告に対しても、公正な解を導く手段となるという被告の信念に起因する。

原告大学との前裁判で経験した、原告の多くの虚偽、その虚偽の検証が、万能の神でない限り、限られた裁判のプロセスでは不可能であること、事実とその解釈を可能な限り客観化して伝え、多くの方々に判断を委ねること、その必要性を感じていた被告には、ホームページはそれを可能にする唯一の手段であると信じている。この信念は現在も変わらないということを原告には強く主張する。

この原告の虚偽については、下記に示すように、前裁判の2014年8月8日の大阪地裁裁判官による井形への尋問(乙8)において、井形は重要なところで虚偽を連発している。

被告が望むことは、前裁判で見受けられたこのような虚偽事実を今回の原告の訴訟における準備書面においても、虚偽の事実を並べて主張されないことである。

(参考) 前裁判における、裁判官の井形に対する尋問の様子(24~27頁)

裁判官

(注) Qは裁判官の質問、Aは井形の応答

Q: 授業担当計画を推薦委員会に提出するに当たって、対象者と協議の上とあるんですけども、教務委員長とも協議すると書いてるんですけども、これ、教務委員長とは協議はしたんですか。

A: 正確に言うと、教務委員長が所轄してる教務部というところから資料を頂かなきゃ

いけないんです。そのとき、教務委員長から、まず、それをお願いして出していただくということで、実質的には教務委員長が各学部の学部長と相談して、各学部の特任教員の候補者について、審議するということが自体はないんです。

<虚偽> 新規程第9条③より、井形は嘘を言っている、もしくは、無知である(乙13)。

Q：そうすると、協議したか、してないかと聞かれると、答えはどっちになるんですか。

A：書類を出していただいた以上は、一応、協議したという捉え方で結構でございます。

<虚偽> 2012年10月15日の被告に「特任申請を自主的に辞退せよ」は、協議ではない(乙2、乙22(乙2の音声))。新規程に反する、井形らの故意による違法行為である。

Q：その書類はいつ出してもらったんですか。どの書類のことを言ってるんですか。

A：9月28日以前だと記憶しています。

甲第5号証(特任教員任用資料)ないし甲第7号証(3ヶ年講義計画)を示す

Q：この書類のことですか。

A：これでございます。

Q：甲5ないし甲7を間接的に受け取ったと言われてる、この書類のことを言われてる。

A：はい、さようでございます。

<正しくは>被告は井形か池島のメールボックスに投函している。

Q：特任教員推薦委員会というのは、構成員は何人になるんですかね。

A：ちょっと挙げますと、学長、4学部長、4研究科長、それと教務委員長、それから**教務関係の事務が1名**ということになります。

<虚偽> 教務関係の事務は構成員ではない(乙13)。

Q：各学部長ということは、経営学部には限られないということですか。

A：そうです。経済、経営、人間科学、情報社会、それぞれの大学院の研究科長。

Q：特任教員の任用に関する規程が変わってるんですけども、この変わる前後で審査する手続というんですか、これで何か具体的に変わったところというのはあるんですか。

A：ございません。

<重大な虚偽> 旧規程から新規程に変わった理由(乙31(井阪理事長・重森学長の言葉))を認識していないから、2010年10月22日の、セクハラなど不正行為をしている二宮の特任人事をなんの審議もせず、採用候補として決定し、理事会に承認を求めている(乙97(1997年以降の経営学部特任人事))。

Q：これは確認にはなるんだけど、原告のほうとしては手続を進めてほしいという希望があったわけですね。

A：はい。

Q：落ちるんやったら落ちてもいいやんかと、そういうふうなことまで言って、進めてほしいと希望されてるんだけど、これ、進めなかった理由っていうのを、もう一度説明してもらえますか。

A：当時、吉井氏の研究室へ伺って状況を説明したんですが、**非常に興奮されてございまして、私の話を聞いていただけなかった。**多分、会話が正しいかどうか分からな

いんですが、取りつく島がないといいますが、非常に険悪な雰囲気です。話がいつ、とても新しい展開を切り出せる状況になかったというのが現状でございます。

<重大な虚偽> 草薙副学長(乙4)、山田学長補佐(乙5)、城推薦委員のメール(乙26)、および、2012年10月15日の井形の肉声(乙22)から虚偽。

Q：あなたの認識として協議はしたんだけど、合意には至らなかったんですね。

A：はい。

----- 被告の特任教員としての採用可能性に関する尋問部分 -----

Q：その段階で、仮定の話になってしまうんだけど、原告の出してきた授業担当計画、これをそのまま推薦委員会に提出して、推薦委員会を開いていたら、どういうふうになってたと思われませんか。

A：分からないとしか答えようがございません。

Q：推薦されたか、推薦されなかったかは。

A：どういう御意見が出るか分かりませんし。

Q：仮に推薦されたとして教授会でどういう意見になるかも分からない。

A：分かりません。

Q：ついでに言うと、理事会でも分からない。

A：分かりません。

<被告の立場では> 裁判官が判断情報を求めるにふさわしくない人物への質問のため

Q：これまでに、この吉井さんの件と同じように、特任教員の任用の申請があったけれども、申請あるいは申請しようとした段階でもいいんだけど、説得して辞退させたというようなことはあるんですか。

A：過去にあったようなことは伺っていますが、どの事案なのかはちよっと伺ってません。

<被告の調査では> 皆無。学長選挙に絡む3名は推薦委員会が推薦を却下している。

Q：そういう事例があったとは聞いてるけども、井形さん自身がやられたことはない。

A：もちろんございません。今回初めてでございます。

<重大な虚偽> 2010年10月22日の二宮の特任人事では、井形副学部長兼カリキュラム委員長、池島カリキュラム委員として、直接関与している(乙97)。

6. 結論

被告は、被告準備書面(5)およびこの準備書面(6)において、井形執行部および北村・二宮執行部7名(ただし、すべてのケースに7名が関与しているということではない)による、故意による共同不法行為の立証を行い、ホームページに情報公開した目的を述べ、その目的が公共性に適合すること、その事実の摘示が公益性に叶うこと、被告が説明に用いた事実は真実であること、そして、被告には真摯に私心がないことを表明した。

被告準備書面（１）、（２）、（５）、そして、この準備書面（６）より、原告の主張する権利の悉くが、その根拠を失うことから、原告訴状の、名誉権侵害の不法行為、業務遂行権侵害、労働契約終了に伴う信義則上の守秘義務違反による不法行為、被告の加害意思、損害の訴えを取り下げを強く主張する。

なお、原告第３準備書面 第２原告の主張 １ 守秘義務違反による不利益のところ原告が主張する次の２つについて、付記しておく。

- ① 「現状では、学部長が許可した者しか教授会議事録を開覧することはできず、謄写は許可されていない」は虚偽である。被告が大阪地裁第５民事部で草薙教授の民事訴訟を開覧したが、それと同じ条件である。
- ② 「教授会の録音については、被告も出席している 2004 年 5 月 21 日の経営学部教授会において「録音希望者は、出席者の了解を得て行う」ことを確認している」とあるが、当時、北村学部長は一旦録音を認める決定をしたが、その後、「録音希望者は、出席者の了解を得て行う」としている。どのような理由で認めないこととしたのか、教授会議事録をもとに情報公開すべきである。

以上